

旭川市災害時緊急情報配信システム整備業務に係る質疑と回答

旭川市災害時緊急情報配信システム整備業務公募型プロポーザル実施要領第7に基づく質疑に対する回答は次のとおりです。

更新日：令和7年6月16日

No.	質疑事項	回答事項
令和7年6月16日回答分		
1	公募文_3参加資格要件について 弊社は、旭川市様物品購入等の競争入札参加資格を本社（道外）で申請しており、札幌事務所を営業所の申請を行っておりません。 本プロポーザルへの参加には札幌事務所を営業所の追加申請の必要がありますでしょうか。 または、資格を有さない社同様に信用確認のための書類を提出することになりますでしょうか。	本社が旭川市物品購入等の競争入札参加資格の入札参加資格を有しており、北海道内に営業拠点（本店、支店又は営業所）を有しているのであれば、実施要領第4の参加資格要件を満たしているため問題ありません。 この場合、参加表明書の申請者は、入札参加資格を有している本社となりますのでご承知おきください。 なお、北海道内に営業拠点を有していることが分かるもの（任意様式）を提出してください。
2	庁内放送連携について 1階放送設備と7階放送設備について、実現に向けての詳細確認を行うため構築業者名とご担当者をお教え下さい。	個別に連絡先を送付いたします。
3	既設のJアラート受信機について メーカーと型番、設置場所をお教えください。	メーカー及び型番 センチュリーシステムズ株式会社製 J－A L E R T一体型受信機 J A R S－2 0 0 0 設置場所 旭川市総合庁舎7階 防災課執務室内

4	仕様書の記載について 仕様書（2項 機能要件、(6)拡張要件）に記載されている、可搬式スピーカーおよびデジタルサイネージ連携について、将来拡張できれば良いという認識で良いでしょうか。 また、今回の初期費用に含めなくても良い認識でよろしいでしょうか。 なお、仕様書2項(2)のオにはデジタルサイネージとの記載がありますので必須要件とも読み取れますのでお教えてください。	いずれもご認識のとおりです。 仕様書別紙「システム機能要件等」中、第2、2、(2)に記載する事項は「クラウド型情報配信システム」に求められる機能要件（デジタルサイネージへの自動配信が可能な情報配信システムの構築）であり、本業務委託においてデジタルサイネージ連携を直ちに実装することを必須とせず、独自提案として取り扱います。
5	くらしのアプリとの連携のため 旭川市様のメール環境の使用許可とメールアドレス1個を提供いただけますでしょうか。	メールアドレスの提供は可能ですが、外部ネットワークを通じて本市のメールサーバーへアクセスすることは、セキュリティ上許容できません。